

都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第5弾）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）の発行、販売等の事業について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）スマイル商品券 前条の目的を達成するために市が発行する商品券で、次に掲げるものをいう。

ア 地元応援券 本店又は本社の所在地が宮崎県内にある取扱店舗で使用可能なスマイル商品券をいう。

イ 共通券 本店又は本社の所在地に関わらず取扱店舗で使用可能なスマイル商品券をいう。

（2）申込対象世帯 令和7年6月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている世帯（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったものが属する世帯として新たに記録された世帯及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものが属する世帯を含む。）をいう。

（3）申込権者 申込対象世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））又は市長が別に定める方法によりその旨を市長に届け出ている者をいう。

（4）特定取引 スマイル商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受

け又は役務の提供をいう。

(5) 取扱店舗 特定取引を行い、受け取ったスマイル商品券の換金を申し出ることができるものとして登録された店舗をいう。

(6) 取次金融機関 取扱店舗から換金の申し出のあったスマイル商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

(スマイル商品券の販売等)

第3条 市長は、申込権者のうち第8条の規定により、購入申込みを受け付けた者(以下「購入権者」という。)にスマイル商品券を販売する。

2 スマイル商品券の申込セット数は、申込権者1人当たり2セットを上限とし、申込数が発行予定数を超えた場合、第9条に規定する抽選により販売セット数を決定する。

3 スマイル商品券は、地元応援券3枚及び共通券10枚を1セットとし、1セット当たり額面1万3千円分の商品券を1万円で販売する。

4 スマイル商品券の1枚当たりの額面は、1,000円とする。

(スマイル商品券の使用範囲等)

第4条 スマイル商品券は、取扱店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 スマイル商品券の使用期間は、スマイル商品券を購入した日から令和8年1月31日までとする。

3 特定取引の金額が使用されたスマイル商品券の合計額を下回るときは、現金との換金とならないよう差額の釣銭は支払うことはできない。

4 スマイル商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

5 スマイル商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 スマイル商品券は、次に掲げるものに使用することはできない。

(1) 現金との換金又は金融機関への預入れ

(2) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払

(3) ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、テレホンカード、コンサートチケット、航空券、各種商品券、各種回数券その他の換金性の高いものの購入

(4) 株式、先物、宝くじ等の金融商品の購入

- (5) たばこの購入
- (6) 次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払
 - ア 振込用紙での支払
 - イ インターネット、通販等での買物に対する支払
- (7) ボートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する風俗営業において提供される役務に対する支払
- (9) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払
- (10) 国又は地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (11) 生命保険料、損害保険料等の保険料の支払
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市が指定するもの
（スマイル商品券発行及び購入の申込の案内）

第5条 市長は、申込権者に対し、スマイル商品券の発行等の周知を図り、スマイル商品券の購入希望者を募るため、往復はがきを郵送するものとする。

（スマイル商品券の購入申込み）

第6条 申込権者のうち、スマイル商品券を購入しようとするものは、次に掲げるいずれかの方法により購入申込みを行う。

- (1) 購入申込書（前条の往復はがきのうち返信はがきの部分）を市に返送する方法
- (2) 電子情報処理組織（都城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年条例第31号）第3条第1項で定めるものをいう。）を使用して申請する方法

2 購入申込みの受付期限は、令和7年7月31日とし、前項第1号に掲げる方法による購入申込みについては、受付期限の日の消印のものも有効とする。

（代理人による購入申込み）

第7条 申込権者に代わり、代理人として前条の規定による申込みを行うことができる者は、原則として、次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での申込権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他平素から申込権者本人の身の回りの世話をしている者で市長が特に認めるもの

(購入申込みの受付)

第8条 市長は、第6条に規定する購入の申込みを受けたときは、速やかに内容を確認の上、購入申込リストに、申込権者の氏名、住所及び申込セット数を記録するものとする。ただし、内容に疑義がある場合には、市から申込権者に対し電話又はメールにより連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

(購入可能セット数の決定及び購入引換券の郵送)

第9条 市長は、前条に規定する申込セット数が8万4千セットを超えた場合、第6条第2項に規定する受付期限の翌日以後に、購入申込リストを基に次の各号に掲げる方法により、各購入権者の購入可能セット数を決定する。ただし、申込セット数が8万4千セットを超えない場合は、抽選を行わず、申込セット数を購入可能セット数とする。

(1) 申込セット数が1セットの申込権者は、1セットを購入可能セット数とする。

(2) 申込セット数が2セットの申込権者は、各1セットを割り当てた上で、2セット目を割り当てる申込権者を抽選して購入可能セット数を決定する。

2 市長は、前項の規定により各購入権者の購入可能セット数を決定したときは、購入権者に対して、速やかに購入引換券を郵送する。

3 前項の規定にかかわらず、購入引換券を郵送する時点において、基準日時点で他の世帯構成者がいない購入権者が国外に転出していた場合は、当該購入権者の購入可能セット数を取り消し、郵送は行わないものとする。

(購入引換券の郵送によらない交付等)

第10条 購入権者は、次に掲げる事由に該当するときは、市長が別に定める都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）購入引換券交付等申請書兼受領証（様式第1号。以下「申請書兼受領証」という。）により購入引換券の交付又は交換を申請することができる。

(1) 購入引換券を郵送にて受け取ることができなかったとき

(2) 購入引換券が汚損又は破損したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるとき

2 前項の規定に基づき交付等を受けた者は、市に提出した申請書兼受領証の受

領証欄に署名又は記名しなければならない。

（申込権者の死亡）

第11条 申込権者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいないときは、申込権者の相続人は、市長が別に定める都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）購入引換券の相続人への交付申請書兼受領証（様式第2号）により交付を申請することができる。

（スマイル商品券の販売）

第12条 購入引換券の交付を受けた購入権者、前条の規定により購入引換券の交付を受けた申込権者の相続人（以下「相続人」という。）又はその代理人（以下「購入権者等」という。）は、市が別に指定した場所において当該購入権者に交付された購入引換券を提出することにより、購入引換券に記載された購入可能セット数を上限としてスマイル商品券を購入することができる。この場合において、購入権者等が購入可能セット数未満のスマイル商品券を購入したときであっても、後に、その差分のスマイル商品券を購入することはできないものとする。

2 市長は、前項の規定によるスマイル商品券の購入に当たっては、購入権者等が本人であることを確認するものとし、その方法については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。

（1） 購入権者又は相続人 市長が指定する確認方法

（2） 購入権者の代理人 代理権を示す書類を提示する等市長が別に定める確認方法

3 スマイル商品券の販売期限は、令和8年1月31日とし、詳細な販売日時については、市長が別に定める。

（スマイル商品券の交換）

第13条 スマイル商品券の所持者は、次に掲げる事由に該当するときは、市長が別に定める都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）交換申請書兼受領証（様式第3号）により交換を申請することができる。

（1） スマイル商品券が汚損又は破損したとき

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき

2 前項の規定に基づき交換を受けた者は、市に提出した都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）交換申請書兼受領証の受領証欄に署名又は記名しなければならない。

(取扱店舗の登録等)

第14条 市長は、別に定める都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）取扱店舗事務取扱要項（以下「事務取扱要項」という。）を公示して取扱店舗を募集し、応募した取扱店舗を登録の上、当該取扱店舗に取扱店舗登録証明書を交付する。

2 市内の事業協同組合等は、その構成員である店舗に代わって、前項の応募をすることができる。

(取扱店舗の責務)

第15条 取扱店舗は、事務取扱要項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引においてスマイル商品券の使用を拒んではならないこと。

(2) スマイル商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3) 市と適切な連携体制を構築すること。

2 市長は、取扱店舗が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該取扱店舗の登録を取り消すことができる。

(スマイル商品券の換金手続)

第16条 市長は、特定取引においてスマイル商品券が使用されたときは、使用されたスマイル商品券を有する取扱店舗に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱店舗は、市長が別に定める取次金融機関に、第14条第1項の規定により交付を受けた取扱店舗登録証明書を提示するとともに、令和8年1月31日までの特定取引において受け取ったスマイル商品券を提出して、額面記載の金額での換金を令和8年2月10日までに申し出なければならない。

3 換金の方法は、現金若しくは小切手の受領又は取扱店舗の預金口座への振込による。

(スマイル商品券に関する周知等)

第17条 市長は、スマイル商品券事業の実施に当たり、申込権者の要件、購入引換券によるスマイル商品券の購入方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(購入申込みが行われなかった場合等の取扱い)

第18条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申込権者が第6条第2項の申込期限までに同条第1項の規定による申込みを行わなかったときは、

スマイル商品券の購入の権利を放棄したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による購入権者等の決定を行った後、購入申込書（第6条第1項第2号による申込みにおいて入力した内容を含む。）の不備等が発覚し、市長が確認等に努めたにもかかわらず、当該購入申込書の補正が行われず、購入権者の責めに帰すべき事由により購入引換券の交付ができなかったときは、当該購入申込みが取り下げられたものとみなす。

3 購入権者が第12条第3項の販売期限までにスマイル商品券の購入をしなかった場合、スマイル商品券の購入の権利を放棄したものとみなす。

（不当利得の返還等）

第19条 市長は、購入引換券の交付後であって令和8年1月31日までに当該交付された者が購入権者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、次の各号に掲げる当該事実を把握した時期に応じて、当該各号に定めるとおり対応する。

（1） 返還対象者が商品券を購入する前 返還対象者に購入引換券の返還を求める。

（2） 返還対象者がスマイル商品券を購入した後、かつ、スマイル商品券を使用する前 返還対象者にスマイル商品券の返還を求め、スマイル商品券の返還が行われた後、返還されたスマイル商品券の購入代金（返還されたスマイル商品券の額面総額が購入代金を下回る場合は購入代金相当額）を返還する。

（3） 返還対象者がスマイル商品券を使用した後 返還対象者に、使用したスマイル商品券の額面総額に3を乗じ、13で除して得た額（1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）の現金の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続きスマイル商品券を所持している場合には、返還対象者にスマイル商品券の返還を求め、スマイル商品券の返還が行われた後、返還されたスマイル商品券の額面総額に10を乗じ、13で除して得た額（1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）の現金を返還する。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月31日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 8 年 2 月 28 日限り、その効力を失う。